



第141回消費者相談担当者講習会（オンライン）』開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン（Zoomウェビナー）による開催となります。ご参加お待ちしております。

記

【日時】令和5年12月18日（月） 13:05～16:00

【受講方法】オンライン（Zoomウェビナー）

※事前にURLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

※質疑応答にはZoomのチャット機能を使用いたします。

【定員】300名

【申込方法】以下の申込票により12月5日（火）までにFAX等でお申込みください。

【参加費】会員：3,000円/1名様・会員外：6,000円/1名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に12月12日（火）までにお振込みください。

【ご注意】録音・録画、資料の2次利用はご遠慮ください。資料郵送後のキャンセルはご容赦ください。

【ご連絡先】（公社）日本訪問販売協会 事務局

Tel. 03（3357）6531

Fax. 03（3357）6585

第141回消費者相談担当者講習会 申込票

（令和5年 月 日）

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
〒 ご住所	部署等
	電話番号
メールアドレス	請求書の送付方法 ※希望する方に○を付してください。 （ 郵送 ・ 電子メール ）

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入ください	参加費
			円
			円
			円
参加者合計	名	参加費合計	円

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

第 1 4 1 回消費者相談担当者講習会

開催日：令和 5 年 1 2 月 1 8 日（月）

会 場：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン開催

テーマ及び講師：

13：05～ 開会

13：10～ 神奈川県における違法事業者に対する取組と消費生活相談の概況等

講師：神奈川県消費生活課 担当者

神奈川県は、当会を含む訪問販売に関連する 11 の事業者団体（冠婚葬祭、テレビ放送、新聞、リフォーム、生協、生命保険、損害保険、屋根瓦、建築板金など）と連携し、「悪質な訪問販売・撲滅！かながわ宣言」を行い、県内における適正な勧誘の実現に向けて取り組んでいる。こうしたもとの、同県はこの 5 年間で不適正取引を行う事業者に対し特商法に基づく行政処分を 4 事業者に対して発令している。また、県センター公表の令和 4 年度の消費生活相談の概要では、総相談件数 64,143 件のうち訪問販売 5,842 件（9.1%）、マルチ・マルチまがい商法 337 件（0.5%）などの件数データのほか、苦情相談の傾向、特徴などを紹介している。本講座では、①消費生活課指導グループの主な業務、②特定商取引法及び神奈川県消費生活条例に係る行政処分・指導の状況、③特定商取引法に基づく行政処分の事例、④近年の訪問販売及び連鎖販売取引に関する苦情相談事例などを説明する。

14:10～ <休憩 20 分>

14:30～ 事例研究 ー特定商取引法の適用と問題点を考察するー

高芝法律事務所 弁護士 高芝利仁 氏

次に掲げる事例を通して特定商取引法等の関連規定の基礎をしっかりと学べる機会とする。

【事例 1】

息子が、出会い系アプリで知り合った女性の同伴者から勧誘されて、勧められるままに借金をして、事業をするための教材の契約をした。息子は、女性と付き合うことが目的で、事業をする意思もなく、内容も理解していないようなので、解約させたいが、可能か。

(検討事項)

- ①特商法の訪問販売の定義の該当性
- ②勧誘方法の違法性
- ③消費者契約法による契約取消しの可能性

【事例 2】

高額な布団等を契約したが、クレジット審査が通らず、2 社に分けて再契約した。支払いが難しく解約したい。

(検討事項)

- ①勧誘方法の違法性
- ②審査が通過せず商品を分割しクレジット会社も 2 社に分けて契約するよう提案したことの問題点について

【事例 3】

事業者に電話を架けたら、「メイクの練習がしたい。お店に来て」と言われ、出向いたらエステと化粧品品の契約となった。解約したい。

(検討事項)

- ①特商法の適用関係について
- ②勧誘方法の問題点
- ③全面解約を希望する場合法的の主張できることは何か

16:00 終了